

豊中市防火対象物定期点検報告及び  
防災管理定期点検報告事務処理要綱

目 次

- 第 1 章 総 則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 点検報告に係る事務処理（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 特例認定等に係る事務処理（第 9 条—第 21 条）
- 第 4 章 雑 則（第 22 条—第 27 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この要綱は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 の規定に基づく防火対象物の点検及び報告（以下「防火対象物点検報告」という。）並びに法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 の規定に基づく建築物その他の工作物の点検及び報告（以下「防災管理点検報告」という。）に係る事務処理及び法第 8 条の 2 の 3 の規定に基づく防火対象物の点検及び報告の特例（以下「防火対象物点検報告特例認定」という。）並びに法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 の規定に基づく建築物その他の工作物の点検及び報告の特例（以下「防災管理点検報告特例認定」という。）に係る事務処理について法令に定めるものの他、必要な事項を定めることを目的とする。

（処理の原則）

第 2 条 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告並びに防火対象物点検報告特例認定及び防災管理点検報告特例認定に関する事務処理は、当該防火対象物及び法第 36 条第 1 項に規定する建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）の所在する地域を管轄する消防署長（以下「署長」という。）が行うものとする。

2 報告の受付、申請の受付、通知及び処理経過の記録等は、消防OAシステムにより行うものとする。

## 第2章 点検報告に係る事務処理

(防火対象物点検報告に係る指導事項)

第3条 署長は、防火対象物点検報告について関係法令の規定によるほか、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火対象物点検報告に使用する様式は、「消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成14年消防庁告示第8号)に規定する別記様式第1の防火対象物点検結果報告書(以下「防火対象物点検結果報告書」という。)に、同告示に規定する別記様式第2の防火対象物点検票及び防火対象物の点検基準を定める規則(平成15年豊中市規則第10号)に規定する市長が定める基準に係る防火対象物点検票(以下「防火対象物点検票」という。)(様式第1号)を添え、署長あて2部提出させること。
- (2) 防火対象物点検結果報告書は、原則として防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)の権原を有する範囲を単位として作成することとし、1の防火対象物に2以上の管理権原者が存する場合は、個々の管理権原者ごとに提出させること。
- (3) 法第8条の2に規定する統括防火管理者を要する防火対象物の場合は、努めて統括防火管理者に当該防火対象物を構成する管理権原者の行った防火対象物点検結果報告書を取りまとめた上、一斉に報告させること。
- (4) 防火対象物点検報告において2名以上の防火対象物点検資格者が点検を実施した場合は、防火対象物点検結果報告書の点検者欄に点検者を併記させるか、又は代表する1名を記載させること。

(防災管理点検報告に係る指導事項)

第3条の2 署長は、防災管理点検報告について関係法令の規定によるほか、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防災管理点検報告に使用する様式は、「消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成20年消防庁告示第19号)に規定する別記様式第1の防災管理点検結果報告書(以下「防災管理点検結果報告書」という。)に、同告示に規定する別記様式第2の防災管理点検票(以下「防災管理点検票」という。)を添え、署長あて2部提出させること。
- (2) 防災管理点検結果報告書は、原則として防災管理対象物の管理権原者の権原を有する範囲を単位として作成することとし、1の防災管理対象物に2以上の管理権原者が存する場合は、個々の管理権原者ごとに報告させること。
- (3) 法第36条第1項において準用する法第8条の2に規定する統括防災管理者を要する防災管理対象物の場合は、努めて統括防災管理者に当該防災管理対象物を構成する管理権原者の行った防災管理点検結果報告書を取りまとめた上、一斉に報告させること。
- (4) 防災管理点検報告において2名以上の防災管理点検資格者が点検を実施した場合は、防災管理点検結果報告書の点検者欄に併記させるか、又は代表する1名を記載させること。

(防火対象物点検報告の報告時期)

第4条 防火対象物点検報告は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第4条の2の4第1項に規定するところにより定期に実施させるとともに、次により取り扱うものとする。

- (1) 法第8条の2の2の施行日以前に現に存する建

物で、法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物（以下「防火対象物点検義務対象物」という。）に該当するものの点検報告は、平成15年10月1日を基準に、定期に行うこと。

(2) 新たに防火対象物点検義務防火対象物に該当することとなった場合の最初の防火対象物点検報告は、該当することとなった日を基準に、定期に行うこと。

(3) 防火対象物点検報告特例認定が失効又は取消しを受けた場合、それぞれ当該事由が発生した日を基準に、定期に行うこと。

（防災管理点検報告の報告時期）

第4条の2 防災管理点検報告は、規則第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定するところにより定期に実施させるとともに、次により取り扱うものとする。

(1) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の施行日以前に現に存する建物で、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する防火対象物（以下「防災管理点検義務対象物」という。）に該当するものの点検報告は、平成21年6月1日を基準に、定期に行うこと。

(2) 新たに防災管理点検義務対象物に該当することとなった場合の最初の防災管理点検報告は、該当することとなった日を基準に、定期に行うこと。

(3) 防災管理点検報告特例認定が失効又は取消しを受けた場合、それぞれ当該事由が発生した日を基準に、定期に行うこと。

（防火対象物点検報告の保存図書）

第5条 規則第4条の2の4第2項に規定する防火管理維持台帳（以下「防火管理維持台帳」という。）に記録し保存しなければならない図書は、同項に掲げる図書のうち、管理権原者の権原に属する図書とする。

（防災管理点検報告の保存図書）

第5条の2 規則第51条の12第1項に規定する防

災管理維持台帳（以下「防災管理維持台帳」という。）に記録し保存しなければならない図書は、同項に掲げる図書のうち、管理権原者の権原に属する図書とする。

（防火対象物点検報告に係る点検基準）

第6条 別記様式第2及び防火対象物点検票は、「消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件」（平成14年消防庁告示第12号）に係る点検基準及び市長基準の点検要領等（別表）により判定する。

（防災管理点検報告に係る点検基準）

第6条の2 防災管理点検票は、「消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件」（平成20年消防庁告示第22号）に係る点検基準により判定する。

（防火対象物点検報告に係る書類審査）

第7条 防火対象物点検報告の書類審査については、次に定めるところによるものとする。

(1) 防火対象物点検報告の対象が防火対象物点検義務対象物であること。

(2) 届出者が適正な管理権原者であること。

(3) 届出者、防火管理者及び立会者の印が押印されていること。

(4) 防火対象物点検票の判定欄に「否」がある場合は、その不備内容等が明確に記入されていること。

2 防火対象物点検結果報告書及び防火対象物点検票が適正でないものについては、内容の補正を行うよう指導するものとする。

3 防火対象物点検票の判定欄に「否」がある場合は、防火対象物点検報告特例認定を3年間受けることができない旨、届出者に懇切丁寧に教示するものとする。

4 防火対象物点検義務対象物に該当しない防火対象物の管理権原者から防火対象物点検結果報告書の提出があった場合は、受理できるものとする。

(防災管理点検報告に係る書類審査)

第7条の2 防災管理点検報告の書類審査については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防災管理点検報告の対象が防災管理点検義務対象物であること。
  - (2) 届出者が適正な管理権原者であること。
  - (3) 届出者、防災管理者及び立会者の印が押印されていること。
  - (4) 防災管理点検票の判定欄に「否」がある場合は、その不備内容等が明確に記入されていること。
- 2 防災管理点検結果報告書及び防災管理点検票が適正でないものについては、内容の補正を行うよう指導するものとする。
- 3 防災管理点検票の判定欄に「否」がある場合は、防災管理点検報告特例認定を3年間受けることができない旨、届出者に懇切丁寧に教示するものとする。
- 4 防災管理点検義務対象物に該当しない防災管理対象物の管理権原者から防災管理点検結果報告書の提出があった場合は、受理できるものとする。

(点検結果報告の受理に係る処理)

第8条 点検結果報告書の受理にあたっては、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 郵送による点検結果報告書を受付する場合は、点検結果報告書2部と返信用封筒を同封させること。
- (2) 点検結果報告書は、受付欄に受付印を押印したうえ、報告年月日及び受付番号を記入し、不備事項がある場合には、備考欄に「不備個所の改善結果を報告」する旨の内容を記載し、1部を報告者に交付すること。
- (3) 郵送の場合は、返信用封筒に点検結果報告書1部を同封し返信すること。
- (4) 署長は、審査の結果、特に必要があると認めるときは、豊中市査察規程（平成22年4月1日消防長訓令第3号）第5条第2号に規定する特別査察（以下「特別査察」という。）を実施すること。

- (5) 点検結果報告書を交付した場合は、防火対象物点検結果関係綴又は防災管理点検結果関係綴に係る図書等と合わせて編冊し、保管すること。

### 第3章 特例認定等に係る事務処理

(防火対象物点検報告特例認定に係る指導事項)

第9条 署長は、防火対象物点検報告特例認定について関係法令の規定によるほか、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 規則別記様式第1号の2の2の2の3「防火対象物点検報告特例認定申請書」(以下「防火対象物点検報告特例認定申請書」という。)に、規則第4条の2の8第3項に規定する防火対象物の管理を開始した日を記載した書類(以下「防火管理開始証明書」という。)を添付し、署長あて2部提出すること。
- (2) 防火対象物点検報告特例認定申請書が適正でないものについては、申請者の事情等を考慮し、補正を行うために必要な期間を定めて当該申請書の補正を求めること。

(防災管理点検報告特例認定に係る指導事項)

第9条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定について関係法令の規定によるほか、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 規則別記様式第14号「防災管理点検報告特例認定申請書」(以下「防災管理点検報告特例認定申請書」という。)に、規則第51条の16第2項において準用する規則第4条の2の8第3項に規定する建築物その他の工作物の管理を開始した日を記載した書類(以下「防災管理開始証明書」という。)を添付し、署長あて2部提出させること。
- (2) 防災管理点検報告特例認定申請書が適正でないものについては、申請者の事情等を考慮し、補正を行うために必要な期間を定めて当該申請書の補正を求めること。

(防火対象物点検報告特例認定に係る書類審査)

第10条 防火対象物点検報告特例認定申請書の受理及び防火管理開始証明書の書類審査については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 申請書は、受付欄に受付印を押印したうえ、申請年月日及び受付番号を記入すること。
- (2) 防火対象物点検報告特例認定の対象が防火対象物点検義務対象物であること。
- (3) 申請者が適正な管理権原者であること。
- (4) 管理について権原が分かれている防火対象物については、申請者の権原を有する範囲が明確であること。
- (5) 防火管理開始証明書は、不動産登記簿謄(抄)本、登記事項証明書、賃貸借契約書、営業許可書又は防火対象物使用開始届出書の写し等で管理を開始した日を確認できるものであること。

(防災管理点検報告特例認定に係る書類審査)

第10条の2 防災管理点検報告特例認定申請書及び防災管理開始証明書の書類審査については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 申請書は、受付欄に受付印を押印したうえ、申請年月日及び受付番号を記入すること。
- (2) 防災管理点検報告特例認定の対象が防災管理点検義務対象物であること。
- (3) 申請者が適正な管理権原者であること。
- (4) 管理について権原が分かれている防災管理対象物については、申請者の権原を有する範囲が明確であること。
- (5) 防災管理開始証明書は、不動産登記簿謄(抄)本、登記事項証明書、賃貸借契約書、営業許可書又は防火対象物使用開始届出書の写し等で管理を開始した日を確認できるものであること。

(特例認定の申請に係る処理期間)

第11条 防火対象物点検報告特例認定申請書及び防災管理点検報告特例認定申請書の受付日から特例認



定又は不認定の通知に係る標準処理期間は、豊中市消防局許認可等事務の標準処理期間及び審査基準に関する要綱（平成23年消防長訓令第9号）に基づき、21日とする。

（防火対象物点検報告特例認定の申請に係る検査）

第12条 署長は、防火対象物点検報告特例認定申請書を受理したときは、申請のあった防火対象物に対して次に定めるところにより防火対象物点検報告特例認定の申請に係る検査（以下「防火対象物点検報告特例認定検査」という。）を実施すること。

- (1) 防火対象物点検報告特例認定検査は、特例認定に係る検査項目等（以下「特例認定検査項目」という。）（様式第2号）により行うこと。
- (2) 防火対象物点検報告特例認定検査は、特例認定検査項目のうち当該防火対象物に該当する項目の判定基準により行うこと。
- (3) 防火対象物点検報告特例認定検査は、書類確認及び特別査察により行うこと。
- (4) 書類確認は、検査関係資料及び消防OAシステム等を活用すること。
- (5) 特別査察を完了したときは、豊中市査察規程事務処理要綱（平成22年豊消予第13号予防課長通知。以下「査察規程事務処理要綱」という。）第9条により速やかに処理すること。

2 防火対象物点検報告特例認定検査において、特例認定検査項目の判定基準に適合しない検査項目を認められた場合は、その時点で当該検査を終了することができるものとする。

（防災管理点検報告特例認定の申請に係る検査）

第12条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定申請書を受理したときは、申請のあった防災管理対象物に対し、次に定めるところにより防災管理点検報告特例認定の申請に係る検査（以下「防災管理点検報告特例認定検査」という。）を行わなければならない。

- (1) 防災管理点検報告特例認定検査は、防災管理点検の

特例認定に係る検査項目等（以下「防災管理特例認定検査項目」という。）（様式第3号）により行うこと。

- (2) 防災管理点検報告特例認定検査は、防災管理特例認定検査項目のうち当該防災管理対象物に該当する項目について、防災管理特例認定検査項目の判定基準により行うこと。
- (3) 防災管理点検報告特例認定検査は、書類確認及び特別査察により行うこと。
- (4) 書類確認は、検査関係資料及び消防OAシステム等を活用すること。
- (5) 特別査察を完了したときは、査察規程事務処理要綱第9条により速やかに処理すること。

2 防災管理点検報告特例認定検査においては、判定基準に適合しない検査項目を認めた場合は、その時点で当該検査を終了することができるものとする。

（特例認定の決定）

第13条 署長は、第12条又は前条の特例認定検査を行ったときは、当該結果に基づく認定又は不認定の決定をしなければならない。

（防火対象物点検報告の特例に係る認定通知）

第14条 署長は、防火対象物点検報告特例認定の要件に適合していると認めた場合は、次に定めるところにより、様式第4号の認定通知書（以下「防火対象物点検報告特例認定通知書」という。）を交付するものとする。

- (1) 防火対象物点検報告特例認定通知書を2部作成すること。
- (2) 防火対象物点検報告特例認定通知書の1部には、消防署長印を押印し、他の1部の防火対象物点検報告特例認定通知書と契印すること。
- (3) 防火対象物点検報告特例認定通知書の1部を郵送する場合は、配達証明付内容証明郵便により通知すること。
- (4) 消防署長印を押印した防火対象物点検報告特例認定通知書と防火対象物点検報告特例認定申請書

の 1 部を申請者に交付すること。

(防災管理点検報告の特例に係る認定通知)

第 14 条の 2 署長は、防災管理点検報告特例認定の要件に適合していると認めた場合は、次に定めるところにより、様式第 5 号の認定通知書（以下「防災管理点検報告特例認定通知書」という。）を交付するものとする。

- (1) 防災管理点検報告特例認定通知書を 2 部作成すること。
- (2) 防災管理点検報告特例認定通知書の 1 部には、消防署長印を押印し、他の 1 部の防災管理点検報告特例認定通知書と契印すること。
- (3) 防災管理点検報告特例認定通知書の 1 部を郵送する場合は、配達証明付内容証明郵便により通知すること。
- (4) 消防署長印を押印した防災管理点検報告特例認定通知書と防災管理点検報告特例認定申請書の 1 部を申請者に交付すること。

(防火対象物点検報告特例認定通知書の交付に係る指導事項)

第 15 条 防火対象物点検報告特例認定通知書の交付にあたっては、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火対象物点検報告特例認定を受けた防火対象物の管理権原者が変更となる場合は、法第 8 条の 2 の 3 第 5 項の規定に基づき、当該管理権原者の変更を署長あて届け出るよう指導すること。
- (2) 前号の届出を怠った場合は、過料事件として処理されることがある旨教示すること。
- (3) 防火管理維持台帳に防火対象物点検報告特例認定申請書及び防火対象物点検報告特例認定通知書等を保存するように指導すること。

(防災管理点検報告特例認定通知書の交付に係る指導事項)

第 15 条の 2 防災管理点検報告特例認定通知書の交

付にあたっては、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防災管理点検報告特例認定を受けた防災管理対象物の管理権原者が変更となる場合は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に基づき、当該管理権原者の変更を署長あて届け出るよう指導すること。
- (2) 前号の届出を怠った場合は、過料事件として処理されることがある旨教示すること。
- (3) 防災管理維持台帳に防災管理点検報告特例認定申請書及び防災管理点検報告特例認定通知書等を保存するように指導すること。

(特例認定の継続)

第16条 防火対象物点検報告特例認定又は防災管理点検報告特例認定を継続して申請する場合は、防火対象物点検報告特例認定申請書又は防災管理点検報告特例認定申請書に、現に交付されている防火対象物点検報告特例認定通知書又は防災管理点検報告特例認定通知書の写しを添え、特例認定の効力が消滅する21日前までに、署長あて2部提出すること。

(防火対象物点検報告の特例に係る不認定通知)

第17条 署長は、防火対象物点検報告特例認定に不認定とすることを決定した場合は、次に定めるところにより、様式第6号の不認定通知書(以下「防火対象物点検報告特例不認定通知書」とする。)を交付するものとする。

- (1) 防火対象物点検報告特例不認定通知書を2部作成すること。
- (2) 防火対象物点検報告特例不認定通知書の1部には、消防署長印を押印し、他の1部の防火対象物点検報告特例不認定通知書と契印すること。
- (3) 消防署長印を押印した防火対象物点検報告特例不認定通知書と防火対象物点検報告特例認定申請書の1部を申請者に交付すること。
- (4) 防火対象物点検報告特例不認定通知書の1部を

郵送する場合は、配達証明付内容証明郵便により通知すること。

(防災管理点検報告の特例に係る不認定通知)

第17条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定に不認定とすることを決定した場合は、次に定めるところにより、様式第7号の不認定通知書(以下「防災管理点検報告特例不認定通知書」とする。)を交付するものとする。

- (1) 防災管理点検報告特例不認定通知書を2部作成すること。
- (2) 防災管理点検報告特例不認定通知書の1部には、消防署長印を押印し、他の1部の防災管理点検報告特例不認定通知書と契印すること。
- (3) 消防署長印を押印した防災管理点検報告特例不認定通知書と防災管理点検報告特例認定申請書の1部を申請者に交付すること。
- (4) 防災管理点検報告特例不認定通知書の1部を郵送する場合は、配達証明付内容証明郵便により通知すること。

(防火対象物点検報告特例不認定通知書の交付に係る指導事項)

第18条 防火対象物点検報告特例不認定通知書の交付にあたっては、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 申請者に防火対象物点検報告特例不認定通知書を交付する場合は、認定しない理由を説示し、不備事項について速やかに改善するよう指導するとともに、申請者に対し行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)に規定するところにより審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。)に基づき処分の取消しの訴えが提起できる旨を教示すること。
- (2) 防火管理維持台帳に防火対象物点検報告特例認定申請書及び防火対象物点検報告特例不認定通知

書等を保存するよう指導すること。

(防災管理点検報告特例不認定通知書の交付に係る指導事項)

第18条の2 防災管理点検報告特例不認定通知書の交付にあたっては、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 申請者に防災管理点検報告特例不認定通知書を交付する場合は、認定しない理由を説示し、不備事項について速やかに改善するよう指導するとともに、申請者に対し行審法に規定するところにより審査請求ができる旨及び行訴法に基づき処分の取消しの訴えが提起できる旨を教示すること。
- (2) 防災管理維持台帳に防災管理点検報告特例認定申請書及び防災管理点検報告特例不認定通知書等を保存するよう指導すること。

(処理後の措置)

第19条 認定及び不認定に係る事務処理完了後、申請書及び認定通知書又は不認定通知書は、防火対象物点検報告特例認定関係綴又は防災管理点検報告特例認定関係綴に編冊し、保管するものとする。

(防火対象物点検報告特例認定に係る管理権原者変更届)

第20条 署長は、法第8条の2の3第5項の規定に基づく管理権原者の変更の届出(以下「防火管理に係る管理権原者変更届」という。)があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 防火管理に係る管理権原者変更届の受付は、消防OAシステムにより行う。
- (2) 届出は、規則別記様式第1号の2の2の3の管理権原者変更届出書(以下「防火管理に係る管理権原者変更届出書」という。)により、署長あて2部提出させること。
- (3) 防火管理に係る管理権原者変更届の内容を審査したのち、防火管理に係る管理権原者変更届出書の受付欄に受付印を押印したうえ、届出年月日及び受

付番号を記入すること。

- (4) 防火管理に係る管理権原者変更届出書の経過欄に、届出済印を押印し、1部を届出者に交付すること。

2 防火管理に係る管理権原者変更届出書は、防火管理点検義務対象物台帳に編冊し、保管すること。

(防災管理点検報告特例認定に係る管理権原者変更届)  
第20条の2 署長は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項の規定に基づく管理権原者の変更の届出(以下「防災管理に係る管理権原者変更届」という。)があったときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 防災管理に係る管理権原者変更届の受付は、消防OAシステムにより行う。

- (2) 届出は、規則別記様式第17号の管理権原者変更届出書(以下「防災管理に係る管理権原者変更届出書」という。)により、署長あて2部提出させること。

- (3) 防災管理に係る管理権原者変更届の内容を審査したのち、防災管理に係る管理権原者変更届出書の受付欄に受付印を押印したうえ、届出年月日及び受付番号を記入すること。

- (4) 防災管理に係る管理権原者変更届出書の経過欄に、届出済印を押印し、1部を届出者に交付すること。

2 防災管理に係る管理権原者変更届出書は、防災管理点検義務対象物台帳に編冊し、保管すること。

(管理権原者の変更未届に係る処理)

第21条 署長は、防火対象物点検報告特例認定を受けた防火対象物の管理権原者が防火管理に係る管理権原者変更届を怠った場合又は防災管理点検報告特例認定を受けた防災管理対象物の管理権原者が防災管理に係る管理権原者変更届を怠った場合は、豊中市火災予防違反処理規程(平成16年消防長訓令第31号。以下「違反処理規程」という。)第22条の規定に基

づき処理を行うものとする。

#### 第4章 雑則

(防火対象物点検報告特例認定の申請の取下げ)

第22条 署長は、防火対象物点検報告特例認定の申請者が申請を取下げようとするときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 様式第8号の特例認定申請取下書(以下「防火対象物点検報告特例認定取下書」という。)を、署長あて2部提出させること。
- (2) 防火対象物点検報告特例認定取下書の内容を審査したうえ、受付欄に受付印を押印し、防火対象物点検報告特例認定取下書の欄外に受領印を徴したのち、防火対象物点検報告特例認定申請書と防火対象物点検報告特例認定取下書の各1部を申請者に交付すること。

2 防火対象物点検報告特例認定取下書等は、防火対象物点検報告特例認定関係綴に編冊し、保管すること。

(防災管理点検報告特例認定の申請の取下げ)

第22条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定の申請者が申請を取下げようとするときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 様式第9号の特例認定申請取下書(以下「防災管理点検報告特例認定取下書」という。)を、署長あて2部提出させること。
- (2) 防災管理点検報告特例認定取下書の内容を審査したうえ、受付欄に受付印を押印し、取下書の欄外に受領印を徴したのち、防災管理点検報告特例認定申請書と防災管理点検報告特例認定取下書の各1部を申請者に交付すること。

2 防災管理点検報告特例認定取下書等は、防災管理点検報告特例認定関係綴に編冊し、保管すること。

(特例認定の取消し)

第23条 署長は、第13条又は第13条の2に基づき防火対象物点検報告特例認定通知又は防災管理点検



報告特例認定通知を行った防火対象物又は防災管理対象物が、法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当した場合は、速やかに違反処理規程第18条の規定に基づき処理するものとする。

（防火対象物点検報告特例認定等の報告）

第24条 署長は、防火対象物点検報告特例認定及び防火対象物点検報告特例不認定の通知並びに防火対象物点検報告特例認定の取消し（以下「防火対象物点検報告特例認定等」という。）を行った場合は、速やかに消防長に報告すること。

2 前項の規定による、防火対象物点検報告特例認定等の報告には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の写しを添付すること。

(1) 特例認定又は不認定の通知

防火対象物点検報告特例認定申請書及び防火対象物点検報告特例認定通知書又は防火対象物点検報告特例不認定通知書

(2) 特例認定の取消し

防火対象物点検報告特例認定通知書及び特例認定取消書

3 署長は、前年度の防火対象物点検報告特例認定等に係る事務処理状況を年度初めに消防長に報告すること。

（防災管理点検報告特例認定等の報告）

第24条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定及び防災管理点検報告特例不認定の通知並びに防災管理点検報告特例認定の取消し（以下「防災管理点検報告特例認定等」という。）を行った場合は、速やかに消防長に報告すること。

2 前項の規定による、防災管理点検報告特例認定等の報告には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の写しを添付すること。

(1) 特例認定又は不認定の通知

防災管理点検報告特例認定申請書及び防災管理

点検報告特例認定通知書又は防災管理点検報告特例不認定通知書

(2) 特例認定の取消し

防災管理点検報告特例認定通知書及び特例認定取消書

3 署長は、前年度の防災管理点検報告特例認定等に係る事務処理状況を年度初めに消防長に報告すること。  
(防火対象物点検報告特例認定の証明)

第25条 署長は、防火対象物点検報告特例認定に係る申請者から防火対象物点検報告特例認定通知書の亡失又は滅失等の理由により防火対象物点検報告特例認定通知書に代わる証明を求められた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 様式第10号の特例認定通知証明願（以下「防火対象物点検報告特例認定通知証明願」という。）を署長あて2部提出させること。

(2) 関係図書及び対象物台帳を審査したうえ、防火対象物点検報告特例認定通知証明願の受付欄に受付印を押印し、様式第11号の特例認定通知証明書（以下「防火対象物点検報告特例認定通知証明書」という。）を2部作成すること。

(3) 防火対象物点検報告特例認定通知証明書の1部には、消防署長印を押印し、他の1部の防火対象物点検報告特例認定通知証明書と契印すること。

(4) 防火対象物点検報告特例認定通知証明書の欄外に受領印を徴したのち、消防署長印を押印した防火対象物点検報告特例認定通知証明書と防火対象物点検報告特例認定通知証明願の1部を申請者に交付すること。

(防災管理点検報告特例認定の証明)

第25条の2 署長は、防災管理点検報告特例認定に係る申請者から防災管理点検報告特例認定通知書の亡失又は滅失等の理由により防災管理点検報告特例認定通知書に代わる証明を求められた場合には、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 様式第12号の特例認定通知証明願（以下「防災管理点検報告特例認定通知証明願」という。）を署長あて2部提出させること。
- (2) 関係図書及び対象物台帳を審査したうえ、防災管理点検報告特例認定通知証明願の受付欄に受付印を押印し、様式第13号の特例認定通知証明書（以下「防災管理点検報告特例認定通知証明書」という。）を2部作成すること。
- (3) 防災管理点検報告特例認定通知証明書の1部には、消防署長印を押印し、他の1部の防災管理点検報告特例認定通知証明書と契印すること。
- (4) 防災管理点検報告特例認定通知証明書の欄外に受領印を徴したのち、消防署長印を押印した防災管理点検報告特例認定通知証明書と防災管理点検報告特例認定通知証明願の1部を申請者に交付すること。

（防火基準点検済証の掲出）

第26条 規則別表第1に規定する防火基準点検済証（以下「防火基準点検済証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火基準点検済証は、管理権原者自らの責任において防火対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防火基準点検済証は、防火対象物全体が規則第4条の2の6に規定する防火対象物の点検基準（以下「防火対象物点検基準」という。）に適合している場合又は防火対象物点検基準に適合している部分と防火対象物点検報告特例認定を受けている部分が併存する場合にのみ付することができること。
- (3) 防火基準点検済証は、前号の場合であっても、当該防火対象物が防災管理点検義務対象物にも該当する場合は、掲出できないこと。
- (4) 防火基準点検済証は、防火対象物点検報告特例認定を受けている部分を含めて、複数枚掲出して差し支えないこと。

- (5) 防火基準点検済証には、規則第4条の2の7第3項に掲げる事項を記載すること。

(防災基準点検済証の掲出)

第26条の2 規則別表第5に規定する防災基準点検済証（以下「防災基準点検済証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防災基準点検済証は、管理権原者自らの責任において防災管理対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防災基準点検済証は、防災管理対象物全体が規則第51条の14に規定する防災管理点検の点検基準（以下「防災管理点検基準」という。）に適合している場合又は防災管理点検基準に適合している部分と防災管理点検報告特例認定を受けている部分が併存する場合にのみ付することができること。
- (3) 防災基準点検済証は、前号の場合であっても、当該防災管理対象物が防火対象物点検義務対象物にも該当する場合は、掲出できないこと。
- (4) 防災基準点検済証は、防災管理点検報告特例認定を受けている部分を含めて、複数枚掲出して差し支えないこと。
- (5) 防災基準点検済証には、規則第51条の15において準用する規則第4条の2の7第3項に掲げる事項を記載すること。

(防火・防災基準点検済証の掲出)

第26条の3 規則別表第7に規定する防火・防災基準点検済証（以下「防火・防災基準点検済証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火・防災基準点検済証は、管理権原者自らの責任において防火対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防火・防災基準点検済証は、第24条第2号及び前条第2号の両号の要件を満たす場合にのみ付す

ることができること。

- (3) 防火・防災基準点検済証は、防火対象物点検報告特例認定と併せて防災管理点検報告特例認定を受けている部分を含めて、複数枚掲出して差し支えないこと。
- (4) 防火・防災基準点検済証には、規則第51条の18第3項に掲げる事項を記載すること。

(防火優良認定証の掲出)

第27条 規則別表第1の2に規定する防火優良認定証（以下「防火優良認定証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火優良認定証は、管理権原者自らの責任において防火対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防火優良認定証は、防火対象物全体が防火対象物点検報告特例認定を受けている場合にのみ付することができること。
- (3) 防火優良認定証は、前号の場合であっても、当該防火対象物が防災管理点検義務対象物にも該当する場合は、掲出できないこと。
- (4) 防火優良認定証には、規則第4条の2の9第2項に掲げる事項を記載することとし、複数の管理権原者の存する防火対象物に掲出する防火優良認定証には、すべての管理権原者が受けた認定の効力が失われる日のうち、最短の日を記載すること。

(防災優良認定証の掲出)

第27条の2 規則別表第6に規定する防災優良認定証（以下「防災優良認定証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防災優良認定証は、管理権原者自らの責任において防災管理対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防災優良認定証は、防災管理対象物全体が防災管理点検報告特例認定を受けている場合にのみ付することができること。

- (3) 防災優良認定証は、前号の場合であっても、当該防災管理対象物が防火対象物点検義務対象物にも該当する場合は、掲出できないこと。
- (4) 防災優良認定証には、規則第51条の17において準用する規則第4条の2の9第2項に掲げる事項を記載することとし、複数の管理権原者の存する防災管理対象物に付する防災優良認定証には、すべての管理権原者が受けた認定の効力が失われる日のうち、最短の日を記載すること。

(防火・防災優良認定証の掲出)

第27条の3 規則別表第8に規定する防火・防災優良認定証（以下「防火・防災優良認定証」という。）の掲出要領については、次に定めるところにより指導するものとする。

- (1) 防火・防災優良認定証は、管理権原者自らの責任において防災管理対象物の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 防火・防災優良認定証は、防災管理対象物全体が防火対象物点検報告特例認定と併せて防災管理点検報告特例認定を受けている場合にのみ付することができること。
- (3) 防火・防災優良認定証には、規則第51条の19第2項に掲げる事項を記載することとし、複数の管理権原者の存する防災管理対象物に付する防火・防災優良認定証には、すべての管理権原者が受けた防火対象物点検報告特例認定又は防災管理点検報告特例認定の効力が失われる日のうち、最短の日を記載すること。

附 則（平成18年10月20日豊消予第53号消防長通知）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成26年5月9日豊消予第7号消防長通知）  
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日豊消予第216号消防長通知）  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日豊消予第216号消防長通知）  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日豊消予第139号消防長通知）  
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月17日豊消予第305号消防長通知）  
この要綱は、通知の日から施行する。

防 火 対 象 物 点 検 票

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火を使用する設備等	設備の管理	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火を使用する器具等	器具の取扱い	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
がん具用煙火の制限		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。



## 防火対象物点検票

点検項目		点検結果		状況及び措置内容	
		判定	不備内容		
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は取扱い数量	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	漏れ・あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	容器	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	少量危険物	計器類に関する監視	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	タンク本体	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
配管	<input type="checkbox"/> 適				
	<input type="checkbox"/> 否				

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
  - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
  - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

## 防火対象物点検票

点検項目		点検結果		状況及び措置内容	
		判定	不備内容		
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		容器	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	計器類に関する監視	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	タンク本体	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	配管	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
綿花類等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	集積単位	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
	計器類に関する監視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合)	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文	該当	適否
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物(以下「申請防火対象物」という。)の管理を開始した日から申請日までにおいて3年以上経過していること。	消防法第8条の2の3第1項第1号	/	適・否
命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。ただし、平成14年10月25日から起算して3年を経過するまでの間の申請については、これに加えて消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)による改正前の消防法第5条又は第17条の4の規定に基づく命令を受けていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号イ	/	適・否
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令(申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。		/	適・否
取消しの有無	申請日前の3年以内で消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取り消しをされていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号ロ	/	適・否
取消し事由の有無	消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。		/	適・否
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日の3年以内において消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ハ	/	適・否
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。		/	適・否
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した消防法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ニ	/	適・否
防火管理者選任(解任)届出書の有無	消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。		/	適・否
消防計画作成(変更)届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。		/	適・否
自衛消防組織設置(変更)届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあつては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。		有・無	適・否
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。		/	適・否
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあつては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。		有・無	適・否
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	消防法第8条の2の3第1項第3号	有・無	適・否
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。		/	適・否
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。		/	適・否
統括防火管理者選任(解任)届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。		有・無	適・否
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。		有・無	適・否
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。		/	適・否
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。		有・無	適・否
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い(貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。)の届出(消防法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。)がされていること。		有・無	適・否
消防用設備等の設置及び維持	・消防用設備等が、消防法第17条、第17条の2及び第17条の3並びにこれに基づく命令で定める技術上の基準に従って設置し、維持されていること。 ・消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。		有・無	適・否
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。		有・無	適・否
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	・昭和50年4月1日付消防庁告示第3号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 ・消防法施行規則第31条の6第2項第1号に定める期間ごとに報告されていること。		有・無	適・否
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	市町村長が定める基準を満たしていること。		有・無	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

様式第3号

防災管理点検の特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文	該当	適否
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法(以下「法」という。)第36条第1項に該当する建築物その他の工作物(以下「申請防災管理対象物」という。)の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第1号	/	適・否
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令(申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号イ	/	適・否
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令(申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。)を受けるべき事由が現にないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ロ	/	適・否
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ロ	/	適・否
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ハ	/	適・否
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則(以下「規則」という。)第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ニ	/	適・否
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ニ	/	適・否
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。		/	適・否
防災管理者選任(解任)届出書の有無	規則第51条の9の届出がされていること。		/	適・否
防災管理に係る消防計画作成(変更)届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。		/	適・否
自衛消防組織設置(変更)届出書の有無	消防法施行令(以下「令」という。)第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。		有・無	適・否
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物(以下「防災管理対象物」という。)で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。		有・無	適・否
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。		/	適・否
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号	有・無	適・否
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。		有・無	適・否
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。		/	適・否
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。		/	適・否
統括防災管理者選任(解任)届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。		有・無	適・否
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。		有・無	適・否
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。		/	適・否

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

## 認 定 通 知 書

豊 消 第 号 年 月 日		
様		
豊中市 消防署長		
<p>消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定することを決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		
特 記 事 項		

※ この認定は次の場合、効力を失う

- 1 認定の効力が生じる日から3年が経過したとき
- 2 管理について権原を有する者に変更があったとき

備 考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 認定通知書

豊 消 第 号  
年 月 日

様

豊中市 消防署長

消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、  
年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、  
認定することを決定したので通知します。

記

防災管理対象物	所在地	
	名称	
	用途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
特記事項		

※ この認定は次の場合、効力を失う

- 1 認定の効力が生じる日から3年が経過したとき
- 2 管理について権原を有する者に変更があったとき

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 不 認 定 通 知 書

様	豊 消 第 号 年 月 日	
豊中市 消防署長		
消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった 下記の防火対象物に係る特例については、認定しないことを決定したので通知します。		
(教示) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に豊中市消防長に対して審査請求することができます。 また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において豊中市を代 表する者は豊中市長となります。) なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起 することができます。		
記		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備 考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

## 不 認 定 通 知 書

	豊	消 年	第 月	号 日
様				
	豊中市 消防署長			
<p>消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、          年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、          認定しないことを決定したので通知します。</p> <p>(教示) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に豊中市消防長に対して審査請求することができます。          また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)          なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				
記				
防 災 管 理 対 象 物	所 在 地			
	名 称			
	用 途			
認 定 し な い 理 由				
特 記 事 項				

備 考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。



特例認定申請取下書

		年 月 日
豊中市 消防署長様		
申請者		住所 氏名 電話番号 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
申請年 月 日		年 月 日
理由		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

特例認定申請取下書

		年 月 日
豊中市 消防署長様		
申請者		住所 氏名 電話番号 <small>(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</small>
防災管理 対象物	所在地	
	名称	
	用途	
申請年 月 日	年 月 日	
理 由		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

特例認定通知証明願

		年 月 日
豊中市 消防署長 様		
申請者 住 所		
氏 名		
印		
電話番号 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
証明を必要とする理由	(忘失又は滅失等の理由)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	
	(証明書発行年月日等)	

- 備考 1 この証明願は、消防法第 8 条の 2 の 3 の規定に係るものであること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特 例 認 定 通 知 証 明 書		
願 出 者	住 所	
	氏 名	
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
認 定 通 知 年 月 日 番 号	年      月      日 第      号	
認 定 の 効 力 が 生 じ る 日	年      月      日	
特 記 事 項		
<p>消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、上記のとおり特例認定 通知したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: right;">豊中市      消防署長</p>		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特例認定通知証明願

		年 月 日
豊中市 消防署長 様		
申請者 住 所		
氏 名 印		
電話番号 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)		
防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
証明を必要とする理由	(忘失又は滅失等の理由)	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄
		(証明書発行年月日等)

- 備考 1 この証明願は、消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 の規定に係るものであること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

特 例 認 定 通 知 証 明 書

願 出 者	住 所	
	氏 名	
防 災 管 理 物 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
認 定 通 知 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号	
認 定 の 効 力 が 生 じ る 日	年 月 日	
特 記 事 項		
<p>消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、上記のとおり特例認定通知したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">豊中市 消防署長 印</p>		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。